

## 常勤役員候補者公募要領

公益財団法人統計情報研究開発センターの役員候補者を公募します。

- 1 公募を実施する法人  
公益財団法人統計情報研究開発センター
- 2 公募する役員候補者の役職  
理事（専務理事候補者（常勤）） 1名
- 3 就任予定日及び予定する任期  
就任予定日 令和6年6月下旬  
予定任期 2年
- 4 職務内容  
職務内容の詳細、待遇等は、[職務内容書](#)をご覧ください。
- 5 選考方法
  - (1) 常勤役員候補者選考委員会において、公募ポストの役員としての適格性を有しているかどうかを、提出された応募書類に記載されている資格経験等を踏まえ、総合的に判断します。なお、東京において面接を行う場合もあります。
  - (2) その後、当財団の規定に基づき、評議員会の議決により理事として選任されたのちの理事会において、専務理事に選任される予定です。
- 6 応募方法
  - (1) 公募期間  
令和6年4月15日（月）～同年5月14日（火）
  - (2) 応募資格経験等  
職務内容書をご覧ください。
  - (3) 応募書類  
次の①及び②の書類を一つの封筒に入れて、簡易書留により、封筒には「役員応募書類」と朱書きして提出してください。

① 履歴書

- ア 氏名を自署の上、押印のこと。
- イ 3か月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3cm）を貼付のこと。
- ウ 学歴は、義務教育終了時から年代順に記入のこと。
- エ 職歴は、会社（又は法人）名、職務内容、職責等を記入のこと。国際的な知識、経験に関連する事項についての主な業績があれば記入のこと。
- オ 取得している国家資格等があれば記入のこと。
- カ 連絡用の電話番号、携帯電話及びEメールアドレスを記入のこと。

② 自己アピール文書（A4判2,000字以内）

- ア ご自身の知識、能力、経験、実績等を踏まえ、応募した動機、理由
- イ 応募した職務に関連した提言、抱負等
- ウ 応募した職務に自らが適任であり、優れていると考えられる点を中心に簡潔に作成のこと。

(4) 応募書類の提出先

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-6 能楽書林ビル5階  
公益財団法人統計情報研究開発センター 事務局

(5) 応募期限 令和6年5月14日(火) 午後5時必着

7 その他

- (1) 応募書類は、返却しません。
- (2) 応募にかかる費用は、全額応募者負担とします。
- (3) ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報、本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。
- (4) 選考経過及び選考結果等に関するお問い合わせには、お答えいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

8 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書でお知らせします。

(問い合わせ先)

TEL : 03-3234-7471 担当 : 総務部小室 (コムロ)

## 職務内容書（専務理事）

公益財団法人統計情報研究開発センター 専務理事

### 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

公益財団法人統計情報研究開発センターは、統計情報が社会のインフラとして有効に活用されるために行う統計情報の利活用技術に関する調査、研究、開発等、統計に関する知識の普及・啓発等、統計環境の整備、充実等及び統計に関する国際貢献等に関する事業などを推進しています。

公募対象である専務理事は、当財団の理事会の代表理事として、理事長を補佐するとともに、当財団の業務運営に関する重要事項の原案を作成し、業務を執行する職務を担います。したがって、業務執行の中心的役割を担う専務理事には、公益法人としての趣旨を踏まえた強い運営意欲を持ち、財団の経営、会計、人事・労務管理及び対外的な折衝業務に関する十分な知識及び経験を有するとともに、人格高潔な人材を求めています。

### 1 法人名

公益財団法人統計情報研究開発センター

### 2 法人の業務概要

当財団は、平成4年7月、内閣総理大臣の許可を得て、公益法人として設立されました。新公益法人制度の施行後の平成24年3月、内閣総理大臣による公益財団法人移行の認定を受け、平成24年4月から、「公益財団法人統計情報研究開発センター」として新たにスタートしました。

主な業務内容は、以下のとおりです。

- (1) 統計情報の利活用技術等に関する調査、研究、開発等及び統計情報の有効活用のためのコンサルティング等に関する事業
- (2) 統計GISの普及、推進等に関する事業
- (3) 全国統計大会、統計グラフ全国コンクールなど統計制度及び統計情報の普及、啓発等に関する事業並びに統計調査環境の整備等に関する事業
- (4) 機関誌「エストレーラ」、研究叢書等の発行、Webによる情報発信及び統計情報セミナー、統計講座等の開催並びに統計関連学会等の支援等に関する事業
- (5) 開発途上国等への統計に関する技術支援及び統計に関する国際協力に

## 関する事業

### 3 職務内容

- (1) 理事会構成員として、業務に関する重要事項を議決するとともに、理事長を補佐して、重要業務を執行すること。
- (2) 理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行すること。
- (3) 事業報告、業務実績評価、組織の管理、職員の人事・福利厚生、文書管理、経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査、財産及び物品の管理等執行に関する業務等について、理事長を補佐し、当該業務等を行うこと。これらの業務を適切に執行するため、専務理事は、事務局長を兼務。
- (4) 統計情報の高度利用のための諸事業(委託を受けて行う統計調査の設計、実施、集計、分析等、統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積・加工その他の処理等を含む)の執行に関し、理事長を補佐し、業務等を行うこと。
- (5) 開発途上国等への技術支援及び国際協力に関する諸事業を推進すること。
- (6) 統計情報の高度利用の推進、情報システムの整備、管理等、各種情報処理及びソフトウェアの開発の推進、情報セキュリティの確保、統計調査の集計・分析等に係るデータ等の管理・保管等、財団の業務に必要な技術の調査・研究に関する業務等を担当すること。

### 4 必要な資格・経験等

- (1) 今後の公益法人運営の方向性を十分踏まえるとともに、今後の統計情報の高度化、発展等を見通して、先見性を持って、積極的に取り組む意欲と能力を有していること。また、財団の経営、会計、人事・労務管理に関しても、十分な知識・経験を有していること。
- (2) 大学・研究機関、企業、国又は地方公共団体において、高度な管理職等としての経験を有し、かつ、リーダーシップを発揮して、組織を先導してきた経験を有するとともに、十分なマネジメント能力を有していると認められること。
- (3) 統計情報に関して豊富な知識、経験を有するとともに、統計制度、統計実務、情報処理等の分野に関し、十分な知識、経験を有し、当財団の発展に向けた総合的、効率的かつ適確な運営を企画し及び実行するための卓越した能力を有していること。
- (4) 国際統計に関して、豊富な知識・経験を有していること。

- (5) 法令遵守に基づいた的確な業務を実施するため、個人情報保護関連規定、プライバシーマークマネジメントシステム運用などの経験を通じて、法令解釈に十分な知識を有していること。
- (6) 中立性及び公平性を担保して業務を遂行できるような高い倫理観を有していること。
- (7) 行政機関関係者等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることができる十分な経験、知識及び能力を有していること。

## 5 勤務条件

- ・勤務形態 : 常勤
- ・勤務地 : 公益財団法人統計情報研究開発センター  
東京都千代田区神田神保町三丁目6番
- ・勤務時間等 : 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・報酬 : 当財団の常勤役員は、役員としての職務に加え、事務局長を兼務することとなります。  
年棒は、役員等の報酬等及び費用に関する規程により、兼務した職務に関する給与相当の金額も含めて、役員報酬として給付することとされ、年棒は 840 万円です。
- ・福利厚生 : 厚生年金、医療保険、健康診断 年1回

## 6 欠格事項等

一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員資格等）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第6条（欠格事由）に該当する者は役員となることができません。

## 【参考1】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

（役員の資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

## 【参考2】

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

（欠格事由）

第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第31条第7項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしよう

とすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第6号において「暴力団員等」という。）

（以下、略）